

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和3年度）

住 所 北九州市小倉南区空港北町6番

事 業 者 名 北九州エアターミナル株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 西田 幸生
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ビル内事業者との連携	航空会社やテナント等のビル内事業者と協力し、案内や誘導等の連携を図っていく (2019年度～2021年度)	介助・誘導等の連携実施中

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内カウンターの触知案内図のリニューアル	案内カウンターの触知板のリニューアルを行い、視覚障害者の方にも分かりやすい案内表示を図る (2020年度)	触知案内図の製作に向けて、図案の検討を実施した

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
共同研修の実施	航空会社等と共同で現場での研修等を行い、課題や問題点、対応方法等について情報の共有化を図る (2019年度～2021年度)	車椅子の通行方法について航空会社等と協議を行った

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

バリアフリー化を推進するため、管理会社、航空会社、テナント等で構成する、「(仮称)バリアフリー連絡協議会」を設置し、課題や問題点、対応方法等について情報の共有化や対応方針の確認等を行う
一般便所や多機能便所等の機能の検証を行い、改善点等について検討を行う

(3) 報告書の公表方法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号 通称「バリアフリー法」)等の規定に基づき、令和3年度の「移動等円滑化取組計画書」と「移動等円滑化取組報告書」をターミナルビルホームページに掲載し公表している

(4) その他

特になし